



審決取消請求事件

[令和2年7月2日判決（知財高裁） 令和元年（行ケ）第10079号](#)

キーワード：文言解釈／発明の要旨認定

担当 弁理士 加藤輝彦

1. 事案の概要

原告が無効審判請求をしたところ、被告が一般承継により本件特許権の移転を受け、特許庁は訂正を認めた上で不成立審決をしたため、原告が当該審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

2. 結論

一部認容

3. 本件特許

発明の名称：船舶

特許番号：特許第5536254号

出願日：平成25年 4月30日

登録日：平成26年 5月 9日

4. 本件発明（下線部は訂正箇所）

【請求項1】

船外に面する左右の側壁を有する船体と、
該船体の内部であって隔壁により推進方向の前後に区画される複数の部屋と、
前記側壁及び前記隔壁に接する少なくとも1つの浸水防止部屋と、
を備え、

前記浸水防止部屋は、端部が前記側壁及び前記隔壁に接合される仕切板により形成され、
前記仕切板の全面が前記部屋に面すると共に、

前記浸水防止部屋は、ショアランプが設けられる甲板に面してその下方に設けられ、前記部屋の高さ方向にわたって形成され、

前記浸水防止部屋の少なくとも1つは、機関区域の前記部屋に設けられ、前記機関区域の前記部屋の前記側壁と前記隔壁との連結部を覆った空間であり前記空間に面する前記側壁が損傷した場合浸水し、

前記浸水防止部屋で前記連結部が覆われた前記隔壁は、前記機関区域の2つの前記部屋を推進方向の前後に区画し、

前記隔壁によって推進方向の前後に区画された前記機関区域の2つの前記部屋は、いずれも縦通隔壁で区画されていないことを特徴とする船舶。

5. 争点

相違点の認定の誤り（取消事由7）。甲4発明及び甲6発明におけるタンクが、本件発明における「浸水防止部屋」に相当するか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）「浸水防止部屋」の意義

特許請求の範囲の記載によれば、本件訂正3発明1の「浸水防止部屋」は、側壁及び隔壁に接すること、仕切板により形成されること、部屋の高さ方向にわたって形成されること、機関区域の部屋に設けられること、側壁と隔壁との連結部を覆った空間であり空間に面する側壁が損傷した場合浸水することなどが特定されているものの、「専ら」あるいは「主に」浸水防止を企図した空間であるべきかは明らかでない。

本件発明の課題及び解決手段は、前記のとおり、浸水防止部屋を設けて、側壁における隔壁の近傍が損傷を受けても、浸水防止部屋が浸水するだけで、浸水防止部屋を設けた部屋が浸水することがないようにすることで、浸水区画が過大となることを防止し、設計の自由度を拡大することを目的とするものである。そうだとすれば、「浸水防止部屋」は、それに面する側壁が損傷し浸水しても、それが設けられた「部屋」に浸水しないような水密構造となっていれば、浸水区画が過大となることを防止するという本件発明の目的にかなうのであって、タンク等の他の機能を兼ねることが、当該目的を阻害すると認めるに足りる証拠はない。

実願昭49-19748号（実開昭50-111892号）のマイクロフィルム（甲17）には・・・（筆者省略）、本件発明の「浸水防止部屋」の機能に類似する「空間7」を有する船舶の発明が開示されているところ、同文献には、「該区画7を小槽として利用することもできる。」（5頁7行）とも記載されているから、浸水防止を目的とした区画を、小槽（タンク）として利用することは、公知であったと認められる。また、「浸水防止部屋」が他の機能を兼ねることを許容する方が、設計の自由度が拡大し、その意味で本件発明の目的に資するものである。

以上によれば、「浸水防止部屋」とは、それに面する側壁が損傷し浸水しても、それが設けられた「部屋」に浸水しないような水密の構造となっている部屋を意味すると解するのが相当である。

（2）アンチローリングタンクについて

甲4発明のアンチローリングタンクは、タンクであって液体を貯留するものであるから、それが設けられた部屋に液体が浸水しないような水密の構造となっている可能性がある。

しかるに、本件審決は、アンチローリングタンクが、専ら浸水防止を企図した空間ではないとの理由のみから、これが浸水防止部屋に該当せず、無効理由2-2は成立しないと判断したものであるから、本件審決に誤りがあることは明らかであり、その誤りは審決の結論に影響を及ぼすものである。

以上